

鳥取市短期集中予防サービスに係るアセスメント及びモニタリング業務実施仕様書

1. 委託業務名

鳥取市短期集中予防サービスに係るアセスメント及びモニタリング業務（以下「業務」という。）

2. 目的

鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1項第1号ア（ウ）に規定する鳥取市訪問型短期集中予防サービス及び同項第2号イ（ウ）に規定する鳥取市通所型短期集中予防サービス（以下「短期集中予防サービス」という。）の利用を検討している者へのアセスメント及び終了前会議を経て短期集中予防サービスを終了した者へのモニタリングを実施することによって、短期集中予防サービスの効果を高めることを目的とする。

3. 委託業務の内容

（1）アセスメント

地域包括支援センターからの依頼に応じて、地域包括支援センターの職員と協働し、短期集中予防サービスの利用を検討している者に対するアセスメントを実施する。

① 対象者

短期集中予防サービスの利用を検討している者を対象とする。

② 実施者

理学療法士又は作業療法士、管理栄養士（栄養評価利用時）が実施する。

③ 実施時期

短期集中予防サービスの利用開始前に実施する。

④ 実施回数

原則として、一人の対象者に対して実施するアセスメントは1回とする。

ただし、アセスメント実施後に入院等の身体状況や転居等の居住環境が変化した場合や、初回のアセスメント実施後に短期集中予防サービスの導入に至らなかった場合は、同一の対象者へ再度アセスメントを実施してもよいこととし、この場合の実施回数の上限は同一年度内に3回とする。

⑤ 実施内容

以下に挙げる内容を参考に、必要と思われるアセスメントを実施した上で、対象者の短期集中予防サービス利用の適否について書面にて報告する。

- ・対象者の現病及び既往歴
- ・対象者の移動機能及び運動機能、健康管理、生活行為並びに社会参加のそれぞれの領域における状況及び課題
- ・対象者の栄養状態（栄養評価を利用する場合）

- ・対象者の取り戻したい生活に対する意向

なお、報告書を作成する際に、短期集中予防サービスの利用に適さないと判断する場合は、理由を付して望ましいと考える他サービスの提案やセルフケアへの助言等の対応を報告書に記載すること。

⑥ その他

地域包括支援センターの職員、栄養評価利用時は栄養士と一緒に訪問して実施すること。

(2) モニタリング

短期集中予防サービスの利用を終了した者に対して、モニタリングを実施する。

① 対象者

短期集中予防サービスを利用し、終了前会議を経てプログラムを終了した者を対象とする。

② 実施者

理学療法士又は作業療法士、栄養士（栄養評価を利用する場合）が実施する。

③ 実施回数及び時期

具体的な実施回数及び時期は終了前会議で決定することとし、短期集中予防サービスの提供終了からおおむね1年後までの期間に、3回を上限に実施する。なお、対象者の身体状況等の変化に応じ、地域包括支援センターと協議してモニタリング時期を変更して実施することは差し支えない。

④ 実施内容

以下に挙げる内容を参考に、終了前会議で決定した内容でモニタリングを実施し、今後のセルフケアに対する助言を行った上で、その内容を書面で報告する。

- ・ケアプランで定めた目標が、継続して達成できているか。
- ・短期集中予防サービスを通じて習得したセルフケアを継続して実施できているか。また、回数や負荷量が必要な水準となっているか。
- ・自立した生活を阻害する要因が再発又は新たに発生していないか。

⑤ その他

・可能な限り担当地域包括支援センターの職員と一緒に訪問して実施すること。一緒に訪問しない場合であっても、速やかにモニタリング結果を報告するほか、地域包括支援センターとの連携を図ること。

・訪問リハビリテーション等のリハビリテーション専門職が関与する介護保険サービスを利用している期間中は、終了前会議の決定内容に関わらず、短期集中予防サービスのモニタリングを要しない。

4. 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5. 実施場所

対象者の居宅及び日常生活を営む上で必要と認められる場所とする。

6. 費用負担

利用者の負担は、無料とする。

7. 秘密保持等

- (1) 受託者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た対象者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の実施者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た対象者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

8. 事故発生時の対応

- (1) 受託者は、業務実施中に事故が発生した場合は、市及び対象者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った措置について記録すること。
- (3) 受託者は、業務実施中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務実施中における対象者の事故等に配慮し、傷害保険や損害賠償保険に加入しなければならない。

9. 緊急時等の対応

受託者は、業務実施中に、対象者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに救急搬送等の必要な措置を講じること。

10. 実績の報告

受託者は、アセスメントを実施した場合はアセスメント実施報告書（参考様式12）を、モニタリングを実施した場合は短期集中予防サービス終了後モニタリング実施報告書（参考様式11）を実施月の翌月5日までに長寿社会課（鳥取市中央包括支援センター）及び地域包括支援センターへ提出すること。

11. 委託料の支払方法

- (1) 受託者は、当月実施分までの委託料を月末日をもって締切り、翌月10日までに長寿社会課（鳥取市中央包括支援センター）に請求を行うものとする。
- (2) 月額を支払額は、次の単価に実施回数に乗じて得た額とする。

回数等	単価
1人・1回につき	7,000円（税込）

- (3) 長寿社会課（鳥取市中央包括支援センター）は、当月分の委託料を翌月末までに、受託者が指定する口座に振り込むものとする。

12. その他の留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施について、鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。
- (3) 業務内容に疑義を生じた場合は、その都度、長寿社会課（鳥取市中央包括支援センター）と協議すること。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項については、長寿社会課（鳥取市中央包括支援センター）と協議すること。